

## 別紙様式2-1 総括表

提出先 静岡県

## 介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

## 1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ		
法人名	社会福祉法人県民厚生会		
法人所在地	〒 426-0009 静岡県藤枝市八幡198番地		
フリガナ	オカザキ ミナ		
書類作成担当者	岡崎 美奈	E-mail	kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp
連絡先	電話番号	054-646-6766	

## 2 賃金改善計画について

## (1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和6年度の加算の見込額	(a) 117,560,830 円	
(i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b) 10,117,310 円	
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c) 0 円	
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c)	(d) 117,560,830 円	← O
③ 令和6年度の賃金改善の見込額 (②の額以上となること)	(e) 120,000,000 円	← O

令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法		
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰り越分を除く)(b - c)	(f) 10,117,310 円	← □ ← O
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一括の引上げ)によるもの)	(g) 0 円	← □ ← O
⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額	(h) 10,117,310 円	← O
⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(g + h)	(i) 10,117,310 円	← O

## 【記入上の注意】

- (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、①③加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新規算定1~IVへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の見込改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(i)に転記される。
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めると、令和7年度に繰り越す額は、(c)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰り越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休業した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (e)~(g)~(h)には、新規算定等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(i)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより既設賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の額(g + h)の合計)が(i)以上であれば差し支えない。

## (2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← O
-------------------------------------	---------------------------------	-----

## 【記入上の注意】

- 「介護職員等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取扱年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記述を求めるため、詳細な考え方方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大額な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 賃金改善実施期間		令和6年4月～令和7年3月(12か月)		
② 賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賃与 <input type="checkbox"/> その他( )			
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 <input type="checkbox"/> その他( )				
(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。 -毎月職員への見直し改善手当の支給 -正職員の基本給の昇格 -正職員へ資格手当の支給 -年末年始手当(3,500円/日)の改定 時間額600円×勤務時間 -正職員・非正規職員(月120時間以上勤務)で18歳未満の子供がいる職員に子供支援手当6,000円支給 -夜勤手当の増額 -介護職員の夜勤待機者への待機手当の支給 -派遣職員への効率改善手当の支給				
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成30年4月( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )				
④ ベースアップの実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情	

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)(参考)月額賃金改善要件Ⅰ(新加算IVの1/2以上の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～IV】  
 ※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

① 令和6年度の新加算IV相当の見込額の1/2	32,436,770 円 ← <input type="checkbox"/>
② 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額(①の見込額以上となること)	円 ← <input checked="" type="checkbox"/>

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を直資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～IV】  
 ※新加算Ⅰ～IVを算定するまで旧ペア加算又は新加算V(2)-(4)-(7)-(9)-(10)を算定していなかった事業所のみ

(3)月額賃金改善要件Ⅲ(旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ペア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

- 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。 ←

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

- 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員とその他の職種のそれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

#### (4)キャリアパス要件 I・II

【新加算 I～IV・V(1)～(6)・V(8)・V(11)、旧基準 I・II】 ⇒ キャリアパス要件 IとIIの両方を満たすこと。

該当

##### キャリアパス要件 I(任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 →

イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。



##### キャリアパス要件 II(研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 →

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	研修機会の提供、技術指導の実施。行動評価・職務評価・目標達成度評価の人事考課を行いフィードバック面談を行う。

	<input checked="" type="checkbox"/> ①	資格取得のための支援の実施。※当該取組の内容について以下に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	公的資格取得支援制度を作り会員的な支援を実施している(合格祝い会、実地研修)

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

#### (5)キャリアパス要件 III 【新加算 I～III、V(1)～(3)・(8)、旧基準 I】

##### キャリアパス要件 III(昇給の仕組みの整備等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 →

イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/> ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。



#### (6) キャリアパス要件IV 【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定I・II】

キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「〇」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算I・IIの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)
新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)
新加算I・IIの要件(年度内の区分変更後)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記)

[□  
□  
□  
□]

#### (7) キャリアパス要件V 【新加算I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定I】

キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件) ⇒以下の欄が「〇」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Iの要件(4・5月)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算Iの要件(年度内の区分変更後)	⇒ <input checked="" type="checkbox"/> (別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)

#### (8) 職場環境等要件

【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定I・IIを算定する場合】

区分	内容	該当
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業活動度向上の取組の実施	<input checked="" type="checkbox"/>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 勤きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修受講、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	<input checked="" type="checkbox"/>
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 乗務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	<input checked="" type="checkbox"/>
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/>
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減 <input checked="" type="checkbox"/> 施設者の生活(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・継の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	<input checked="" type="checkbox"/>
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	<input checked="" type="checkbox"/>

#### 【見える化要件】 【新加算I・II、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定I・II】

・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページ	<input checked="" type="checkbox"/> 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択	<input checked="" type="checkbox"/>
--------	--	-------------------------------------

ヘルプ索取

職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

#### 4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
<input checked="" type="checkbox"/> <b>待遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。</b> また、待遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> <b>令和7年度に繰り越す額(2(1)①)ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。</b> 期間中に事業所が休延した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> <b>キャリアバス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。</b>	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等
<input checked="" type="checkbox"/> <b>労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。</b>	—
<input checked="" type="checkbox"/> <b>労働保険料の納付が適正に行われています。</b>	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> <b>本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。</b>	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本待遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。

記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 9 日 法人名 社会福祉法人県民厚生会  
代表者 雇名 理事長 氏名 望月 忍

#### (確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	○
(1) 令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている 令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	○ ○
(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	○
(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	○

#### 3 介護職員等待遇改善加算等の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること
(2) 月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること 令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ペア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること 介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になつていて、その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になつていていること
(3) キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアバス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアバス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
(4) キャリアバス要件Ⅲ	キャリアバス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアバス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること又は研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
(5) キャリアバス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること
(6) キャリアバス要件Ⅴ	キャリアバス要件Ⅴ(介護福祉士の配置等要件)を満たすこと
(7) 職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと

#### 4 要件を満たすことの確認・証明

- 必要な項目が全て選択されていること

・|誓約・記名が行われていること











## 別紙様式6-1 総括表

提出先

静岡県

## 福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

## 1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケンミコウセイカイ		
法人名	社会福祉法人県民厚生会		
法人所在地	〒 426 - 0009 静岡県藤枝市八幡198番地		
フリガナ	オカザキ ミナ		
書類作成担当者	岡崎 美奈	E-mail	kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp
連絡先	電話番号	054-646-6766	

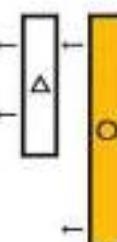
## 2 賃金改善計画について

## (1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和6年度の加算の見込額	(a)	416,334	円
① うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b)	32,670	円
① うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の見込額	(c)	0	円
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c)	(d)	416,334	円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額(②の額以上となること)	(e)	420,000	円



令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法			
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰り越分を除く。)(b - c)	(f)	32,670	円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一時的引上げ)によるもの)	(g)	0	円
⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の見込額	(h)	32,670	円
⑦ 新たな賃金改善の見込額の合計(f + g + h)	(i)	32,670	円



## 【記入上の注意】

- (a)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への施行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算I~IVへの施行によるもの(令和6年5月以降分)の合計額が別紙様式6-2から自動で記載される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(a)を除いた額が、(f)に記載される。
- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(a)を上回らない範囲内で事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰り越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休業停止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として分配すること。
- (a)-(g)-(h)には、新加算等の算定により実施する福祉・介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(i)の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の額(g+h)の合計が(i)以上であれば差し支えない。

## (2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないとの誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	加算改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	
-------------------------------------	-----------------------------------	--

## 【記入上の注意】

- 「加算改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善額の合計額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び特典の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大変な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5(特別な事情に係る届出書)により開け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 賃金改善実施期間				令和6年4月～	令和7年3月(12か月)
② 賃金改善を行う 給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他( )
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 <input type="checkbox"/> その他( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。 期末手当で賃金改善を行う					
③ 具体的な取組 内容					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を正確とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和6年4月( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )					
④ ベースアップの 実施予定	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	実施しない場 合、やむを得な い事情		

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)(参考)月額賃金改善要件I(新加算IVの1/2以上の月額賃金改善)【新加算I～IV】

※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

① 令和6年度の新加算IV相当の見込額の1/2	159,275 円	←	
② 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額(①の見込額以上となること)	円	←	×

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一時基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件II(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算I～IV】

※新加算I～IVを算定するまで旧ペア加算又は新加算V(2)-(4)-(7)-(9)-01を算定していなかった事業所のみ

(3)月額賃金改善要件III(旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ペア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

□

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

#### (4) キャリアパス要件 I・II

【新規算 I～Ⅲ・V(1)～(6)・V(8)・V(9)、旧規算 I・II】

⇒ キャリアパス要件 I と II の両方を満たすこと。

該当

##### キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 -

イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

□

##### キャリアパス要件 II (研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 -

イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、質質向上の目標及び①～②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

イ の実現のため の具体的な取 組内容 (該当する項目 にチェック(✓) した上で、具 体的な内容を記 載)	<input checked="" type="checkbox"/> ①  <input checked="" type="checkbox"/> ②	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評 価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること
		研修機会の提供、技術指導の実施、行動評価・職務評価・目標達成度評価の人事考課を行いフィードバック面談を行う。
		資格取得のための支援の実施　※当該取組の内容について以下に記載すること

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

□

#### (5) キャリアパス要件 III 【新規算 I～Ⅲ・V(1)～(6)・V(8)・V(9)、旧規算 I】

##### キャリアパス要件 III(昇給の仕組みの整備等)

<input checked="" type="checkbox"/> 次のイとロの両方の基準を満たす。 - <input checked="" type="radio"/>				
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">具体的な仕組 みの内容(該当 するもの全てに チェック(✓)す ること。)</td> <td rowspan="3"> <input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。   <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実践者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についでも昇給が図られる仕組みであることを要する。   <input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。       </td> <td>① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</td> </tr> </table>	具体的な仕組 みの内容(該当 するもの全てに チェック(✓)す ること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。  <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実践者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についでも昇給が図られる仕組みであることを要する。  <input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
具体的な仕組 みの内容(該当 するもの全てに チェック(✓)す ること。)			<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。  <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実践者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についでも昇給が図られる仕組みであることを要する。  <input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
				② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実践者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についでも昇給が図られる仕組みであることを要する。
	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。			

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

□

#### (6)キャリアパス要件IV【新規算I・II、V(1)~(7)-01-03、旧特定I・II】

[  
  
  
]

#### (7)キャリアパス要件V【新規算I、V(1)~(7)-01-03、旧特定I】

#### (8)職場環境等要件

【新規算I・II、V(1)~(7)-01-03及び旧特定I・IIを算定しない場合】

該当

➡ 指出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(4)・(5)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

区分	内容	○ 判定
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の新常理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共通による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 表示ながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する暗渠研修・個別行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段階制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事をメモリアル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な面談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや始時刻正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 産休や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員説定口の設置等相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮	
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診察・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 廉價管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事務・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の生活(座面やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、移乗や分身、広報などを含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> SS活動(業務管理の手法の一つ。監理・整頓・清掃・整理の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の経験・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

[  
]

#### 4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)
<input checked="" type="checkbox"/> 経過改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、経過改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度に継り越す額(2(1)①)アがある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休業停止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ～Ⅴのうち、満たさないものある項目について、証明となる書類を作成し、職員に周知しました。 また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、賃金向上のための計画等
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を適用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新3加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本経過改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。
令和 6 年 4 月 9 日 法人名 社会福祉法人県民厚生会 代表者 離名 理事長 氏名 望月 忍

#### (確認用) 提出前のチェックリスト

(参考)本様式で一括して提出する事業所の数

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

\* 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

1

2 賃金改善計画について	
(1)	令和7年度への継続し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている
(1)	令和7年度に継り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている
(1)	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している

3 福祉・介護職員等経過改善加算等の要件について	
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ 旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること 令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ 令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること 福祉・介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること
(4)	キャリアパス要件Ⅲ キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること
(5)	キャリアパス要件Ⅳ 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること
(6)	キャリアパス要件Ⅴ キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと
(7)	雇用環境等要件 新規雇用等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと

#### 4 要件を満たすことの確認・証明

- 必要な項目が全て選択されていること
- 誓約・記名が行われていること

## 事業所個票1

## (1) 基本情報

障害福祉サービス等 事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	障害福祉サービス等報酬額(円/月)	施設加算等報酬額(円/月)	施設外拠点報酬額(円/月)
2212301515	静岡県	静岡県	富士市	さらら富士障害ヘルパーセンター	居宅介護	148,701	32,015	116,686

## (2) 新加算への推奨の移行パターン

R5年度末(R6.3時点)の算定状況				▶	パターンA	
施設加算I	特定加算なし	ペア加算なし	合計		新加算II	既特定加算の障害福祉分ルール緩和のメリットを受けるため、キャリアパス要件Ⅲと職場環境等要件を満たして新加算Ⅲを推奨。(交付金取得のため4月からペア加算を算定と想定)
27.4%	0.0%	0.0%	27.4%		40.2%	

⇒ (3) のボタンからそれぞれの条件の充足予定を選択してください。

(参考) 算定対象月が令和6年4月～令和7年3月まで以外の場合は、以下に算定対象月を入力してください。

令和 6 年 4 月 ～ 令和 7 年 3 月 ( 12 カ月 )

新加算III	交付金取得のため4月からペア加算を算定した場合、6月以降は自然と新加算Ⅲに移行可能。
34.7%	

新加算V(8)	4月からペア加算を算定せず、6月から月額資金改善要件Ⅲも満たさない場合、V(8)となる。なお、R7年度以降は月額資金改善要件Ⅲが必要。
30.2%	

## (3) 令和6年4月以降の各要件の充足予定

月額資金改善要件Ⅲ(Ⅳ)	前年度と比較して、旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善(月給の引上げ)を行う。	R6.3まで		R6.4～R6.5		R6.6～R7.3	
		満たす	満たさない	満たす	満たさない	満たす	満たさない
キャリアパス要件I (任用要件・賃金体系の整備等)	福祉・介護職員について、報酬、賃金又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。	満たす	満たさない	満たす	満たさない	満たす	満たさない
キャリアパス要件II (研修の実施等)	福祉・介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等又は b 資格取得の支援(シフト調整、休暇の付与、費用の援助等)を実施する。	満たす	満たさない	満たす	満たさない	満たす	満たさない
キャリアパス要件III (昇給の仕組みの整備等)	福祉・介護職員について、a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みのいずれかを整備する。	満たす	満たさない	満たす	満たさない	満たす	満たさない
キャリアパス要件IV (改善後の賃金要件)	賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上(経験・技能のある福祉・介護職員)。	満たす	満たさない	満たす	満たさない	満たす	満たさない
キャリアパス要件V (介護福祉士の配置等)	特定事業所加算を算定する。	満たす	満たさない	満たす	満たさない	満たす	満たさない
職場環境等要件の上位区分	6つの区分から任意の3つの区分を選択し、区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。	満たす	満たさない	満たす	満たさない	満たす	満たさない

## (4) 令和6年4月以降の加算区分((3)の状況に基づき自動表示)

加算区分	R6.4～R6.5				▶	R6.6～R7.3	
	施設加算I	特定加算なし	ペア加算なし	合計		新加算V(8)	30.2%
加算率	27.4%	0.0%	0.0%	27.4%			
加算の見込額	63,944 円 (31,972円/月)	0 円 (0円/月)	0 円 (0円/月)	63,944 円 (31,972円/月)		352,390 円 (35,238円/月)	

※ 2か月分の算定額

※ 1か月分の算定額

## 介護職員処遇改善支援事業費補助金処遇改善計画書

## 1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンケンミンコウセイカイ			
法人名	社会福祉法人県民厚生会			
法人所在地	〒 426-0009 静岡県藤枝市八幡198番地			
フリガナ	オカザキ ミナ			
書類作成担当者	岡崎 美奈			
連絡先	電話番号	054-646-6766	E-mail	kirara-mo@arrow.ocn.ne.jp

## 2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援事業費補助金の見込額(令和6年2~5月分)	2,873,004 円	← ○
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	2,880,000 円	
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)		
i) 介護職員処遇改善支援事業費補助金の見込額(令和6年4・5月分)	1,436,502 円	(100.03) %
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	1,436,978 円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は1欄の額の2/3以上となること)	1,436,978 円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	1,066,935 円	
うち、基本給等による改善の見込額	1,066,935 円	(100.00) %
(一月あたり) 533,468 円		
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	370,043 円	
うち、基本給等による改善の見込額	370,043 円	(100.00) %
(一月あたり) 185,022 円		

## 【記入上の注意】

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
  - I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
  - II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
  - ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

## 3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援事業費補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援事業費補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← ○
---	--	-----

## 【記入上の注意】

- 「処遇改善支援事業費補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援事業費補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方には、様式第5-1号(実績報告書)を参照すること。
- ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和6年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

#### 4 介護職員処遇改善支援事業費補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	基本給	決まって毎月支払われる手当(新設)	✓	決まって毎月支払われる手当(既存の手当の増額)		
	上記以外(必ず選択)	手当(新設)	✓ 手当(既存の増額)	賞与	該当なし(全て基本給等)	その他	( )
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)							
就業規則の見直し 賃金規程の見直し その他 ( 内規の制定 )							
(賃金改善に関する規定内容) 前上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。							
介護職員処遇改善支援補助金による賃金改善手当の支給について 令和6年2月から5月まで政府より介護職員処遇改善支援補助金が支給されることとなりました。つきましては補助金支給に伴う待遇改善手当の支給を下記のとおり実施します。 1.支給時期 3月支給給与(2・3月分合算)、4月支給給与、5月支給給与 2.支給対象者 施設長、事務局長、事務長、法人事務及び居宅支援事業所を除く全職員 3.支給金額 (1)正職員(総合職・特定職・初任者・時短勤務)・嘱託職員(月額)一律1ヶ月当たり4,300円 (2)パート職員・アルバイト職員・契約ヘルパー・嘱託職員(時給) 50円/時間 4.その他 ・介護職員は、待遇改善手当(1)に加算して支給します。・介護職員以外の職員は、待遇改善手当(2)に加算して支給します。							
③ベースアップの実施予定	✓ 実施する 実施しない	実施しない場合、やむを得ない事情					

#### 5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目		証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。		—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。		都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。		就業規則、賃金規程
✓ 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。		給与明細
✓ 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。		勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。		—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。		労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の待遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。		—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。		会議録、周知文書

✓ 令和6年2月からの介護職員待遇改善支援事業費補助金の支払に係る静岡県国民健康保険団体連合会から静岡県への支払口座情報の提供に同意します。(様式第2-2号 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)

✓ 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 4 月 9 日 法人名 社会福祉法人 県民厚生会  
代表者 職名 理事長 氏名 望月 忍

##### 【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

法人名	社会福祉法人南陽厚生会
介護職員在宅訪問事業費算定計画書(概況・事業所別算表)	
区分番号	232320014
区分番号	232320014

[記入上の注意]  
・施設外での訪問事業費は施設内での費用と同一の算定基準を用いていたい場合は、この欄に「○」を記入してください。  
・施設外での訪問事業費は施設内での費用と同一の算定基準を用いていたい場合は、この欄に「○」を記入してください。

区分番号	232320014
区分番号	232320014

[記入上の注意]  
・施設外での訪問事業費は施設内での費用と同一の算定基準を用いていたい場合は、この欄に「○」を記入してください。